

那須塩原市環境影響評価条例の制定について（案）

制定の趣旨

環境影響評価（環境アセスメント）とは、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らが計画段階の配慮、調査・予測・評価、事後調査を行い、環境の保全に必要な措置を検討するとともに、その結果を公表して市民や専門家の意見を聴くことで、より良い事業計画を作り上げるための制度です。

環境影響評価法に基づく環境アセスメント（法アセス）や栃木県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント（県条例アセス）は、規模が大きな事業を対象としており、那須塩原市の地域特性に合わせた環境アセスメントが十分になされないおそれがあります。そのため、那須塩原市環境影響評価条例に基づく環境アセスメント（市条例アセス）は、那須塩原市の地域特性に配慮して実施する必要がある事業、かつ、法アセスや県条例アセスよりも小規模な事業について行うこととしています。

市条例アセスの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に反映させることにより、事業が環境の保全に適正に配慮して行われるようにすることを確保することで、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

環境影響評価の手続き

市条例アセス（環境影響評価）の手続きは、①計画段階配慮手続②方法書手続③準備書手続④評価書手続⑤事後調査報告書手続の5段階に大別され、調査・予測・評価の結果を資料化した図書（環境影響評価書等）を作成・公表し、広く地域住民等から意見を聴きます。

- 調査 予測・評価を実施するために必要な環境情報（地域ごとの特性）を収集（文献、統計情報、現地調査など）
- 予測 事業を実施したことによって、環境がどのように変化するのか、調査の結果などをもとに予測
- 評価 事業を実施した場合の環境への影響を検討

- ① **配慮書**
事業者が、事業の位置・規模等の検討段階において環境保全のために適切な配慮すべき項目の検討結果をまとめ、住民等から意見を聴くための図書
- ② **方法書**
配慮書をもとに、対象事業に係る環境影響評価の項目及び環境要素ごとの調査・予測・評価の手法等についてまとめ、必要に応じ住民等から意見を聴くための図書
- ③ **準備書**
環境影響評価を実施した結果をまとめ、住民等から意見を聴くための図書
- ④ **評価書**
準備書の段階で寄せられた意見を踏まえ、必要に応じてその内容を修正した図書
- ⑤ **事後調査報告書**
工事中及び事業等の運用中に実施した事後調査やその結果に応じて、講じた環境保全対策、効果が不確実な環境保全対策の状況等についてまとめた図書で、住民等から意見を聴くとともに、必要に応じて再調査を行うためのもの

評価項目

事業者は、対象事業（那須塩原市環境影響評価条例において規定する事業）を実施する場合に、住民等や行政の意見を聴き、実施（予定）事業の内容や地域の環境状況を踏まえ、環境影響評価の対象とする環境項目（大気質、水質、振動、騒音等）を選択します。

対象事業

那須塩原市環境影響評価条例では、特に環境に影響を及ぼす可能性のあるものとして現在次の事業が環境影響評価（アセスメント）の対象となります。

対象事業	規模要件
太陽光発電所の設置又は変更	<ul style="list-style-type: none"> ・森林伐採面積 5 ha以上 ・新たな森林伐採面積 10 % 以上かつ 1 ha以上
廃棄物最終処分場の設置又は変更	すべて

※法アセス及び県条例アセス対象事業は除く